

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

対象：社会体育施設及び学校体育施設

(令和3年12月1日改訂)

【屋内】：屋内施設のみ対象の項目
【屋外】：屋外施設のみ対象の項目
記載のないものは共通して対象となる項目

1 3密（※）の回避

※これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間（密閉）、②人が密集している（密集）、③近距離での会話や発声が行われる（密接）」という3つの条件

(1) 人と人の距離の確保（「密接」の回避）

- ① 原則、最低2mは確保する。
- ② 運動時は呼気の影響を避ける位置取りをする。
- ③ 受付は、代表者1名により行うこととし、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（施設予約調整会議）」に従って行う。
- ④ 受付の際にはアクリル板等で遮断し、利用料金の授受等はトレーによる受け渡しを行う等、直接触れ合わない。
- ⑤ 近距離での会話や発声を避けるため、ベンチ等の共用スペースの滞留を禁止する。
- ⑥ 休憩の際は、他の人との間隔を2m以上確保する。
- ⑦ 施設内は、右側通行とする。
- ⑧ 更衣室、ロッカーの使用は禁止とする。【屋内】

(2) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）【屋内】

- ① 換気扇のある施設は常時稼働させておき、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開にする。換気扇の無い施設は、常時窓を全開にしておく。【屋内】

2 その他の感染防止対策

(1) マスクの着用

管理者が着用を遵守するとともに、利用者にマスク着用の協力をお願いする。受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用し、運動中マスクを外す場合は、適切な距離をとるようにする。

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 利用者は消毒液等を用意し、入場まえに手指消毒をする。
- ② 不特定多数が接触する場所は定期的に消毒する。
- ③ 手洗いは30秒以上行う。

- ④ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
- (3) 体調チェック
- ① 利用者は、事前に学校体育または社会体育施設利用登録申請書に氏名、住所、連絡先等の必要事項を記入し提出する。また、利用毎に利用者名簿に体調良否及び体温を記入し、利用日から2週間保管をする。
 - ② 利用者は、原則として、入場時に体調確認、検温を行う。
 - ③ 利用者は、利用前2週間における、つぎの事項の有無を確認する。
 - ア 発熱
 - イ 咳、のどの痛みなどの風邪の症状。
 - ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ。（呼吸困難）
 - エ 嗅覚や味覚の異常。
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等。
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無。
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
 - ④ つぎの事項に該当する場合は、利用停止とし、帰宅する。
 - ア 体調が良くない場合。発熱（37.5℃以上）や軽度であっても風邪症状、嘔吐、下痢、などの症状がある場合。
 - イ 咳、のどの痛みなどの風邪の症状。
 - ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ。（呼吸困難）
 - エ 嗅覚や味覚の異常。
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等。
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無。
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
 - ⑤ 施設利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- (4) トイレの衛生管理
- ① 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。
 - ② 洋式トイレは、蓋を閉めて汚物を流すようにする。
 - ③ 消毒液、石鹼等は利用団体が準備し、代表者の責任で衛生管理を行う。
 - ④ 複数ある小便器は、1つおきに使用する。

(5) 供用する際のリスク軽減

- ① ベンチ等の供用スペースの滞留を禁止する。
- ② 供用する備品等は、定期的に消毒を行う。
- ③ 清拭消毒が難しい備品等については、貸出を行わない。
- ④ 共通のタオルの使用を禁止する
- ⑤ スリッパは使用禁止とし、必ず持参したシューズで入館する。【屋内】

(6) 清掃・消毒

- ① 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用アルコールや、市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒する。(競技用備品、椅子、机、スイッチ、ドアノブ、手すり、蛇口等)
- ② 消毒等に使用するアルコールや界面活性剤、塩素系漂白剤、雑巾、ゴミを処理するためのビニール袋等の衛生管理用品は、利用者が用意をする。
- ③ 鼻水や唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に密閉し処理をする。
- ④ ゴミを回収する際はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹸で手を洗う。
- ⑤ ゴミは使用団体が持ち帰る。
- ⑥ 体育館のフローリング床は、基本的にモップ等で丁寧に清掃する。人が接触した箇所希釈した塩素系漂白剤を使用し、雑巾等で丁寧に拭き取った後、乾燥させる。(アルコールは床を白濁させる恐れがあるため、部分的に試してから使用する)【屋内】

3 施設ごとの注意点等

(1) 開放時間について

- ① 社会体育施設の利用時間は、午前9時から午後10時とする。
- ② 学校体育施設の利用時間は、次のとおりとする。
 - ア 平日は午後5時から午後10時とする。
 - イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は午前9時から午後10時とする。

(2) 利用について

- ① 大会やイベントを実施する場合は、事前に感染拡大予防対策がわかる要綱を指定管理者に提出する。
- ② 各競技において、中央競技団体等にて示されている感染拡大予防ガイドラインに準じた行動を行う。示されていない団体については、感染拡大予防対策や指針について情報を収集し、感染拡大予防策について配慮をする。

(3) チェックリストの作成・確認

感染拡大予防ガイドラインに基づき、利用毎にチェックリストに記入し、指定管理者へ提出する。また、利用者名簿を作成し、利用代表者が責任をもって管理する。作成した利用者名簿は、新型コロナウイルス感染症の発症時に備え、利用日から2週間保管をする。

(4) 施設の利用停止・保証について

利用許可が出た後においても、新型コロナウイルスの感染状況により施設の利用を停止とする場合があります。

また、先の利用許可の取り消しに伴い利用者に生じた、経費や補償等の損害については、施設利用料金を除き、一切の責任を負いかねます。

新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインの内容については、状況の変化に応じて変更の可能性がありますので、南アルプス市スポーツ協会ホームページでご確認ください。

誓約書

令和 年 月 日

南アルプス市社会体育施設及び
南アルプス市学校体育施設指定管理者
公益財団法人南アルプス市スポーツ協会 会長 様

団体名

住 所

氏 名

㊞

貴団体の管理施設使用許可申請をいたします。使用に際しましては、次の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 市条例、当該「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及びスポーツ庁発行の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を遵守します。
- 2 利用後には、チェックリストを施設管理者に提出します。また、利用者名簿を利用日から2週間保管します。
- 3 利用者の中から、施設利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告します。
- 4 利用許可が出た後において、新型コロナウイルスの感染状況により施設の利用が停止となった場合、利用許可の取り消しを了承します。また、施設利用料金を除く、経費や補償等の損害について、一切の請求をいたしません。

[参考ホームページ]

スポーツ庁ホームページ

(スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

南アルプス市スポーツ協会ホームページ

<http://www.minami-alps-sports.or.jp/>